

復興の現状と課題

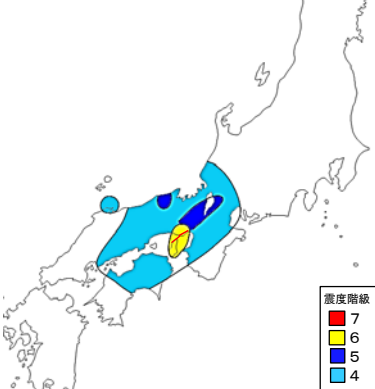
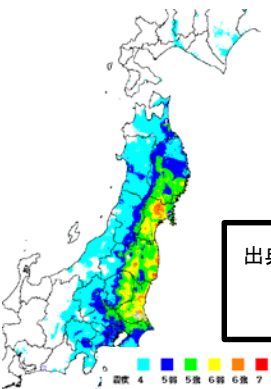
- I 被害状況の阪神・淡路大震災との比較
- II 現状と課題
 - 1. 被災者支援
 - 2. 住まいとまちの復興
 - 3. 産業・生業の再生
 - 4. 福島復興・再生
 - 5. 復興五輪
- III 「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針
- IV 復興庁設置法等の一部を改正する法律

令和2年7月



新たなステージ 復興・創生へ

I 被害状況の阪神・淡路大震災との比較

	阪神・淡路大震災	東日本大震災
発生日時	平成7年1月17日5:46	平成23年3月11日14:46
マグニチュード	7.3	9.0
地震型	内陸(型)	海溝型
被災地	都市部中心	農林水産地域中心
震度6弱以上県数	1県 (兵庫)	8県 (宮城, 福島, 茨城, 栃木, 岩手, 群馬, 埼玉, 千葉)
津波	数十cmの津波の報告あり, 被害なし	各地で大津波を観測(最大波 相馬9.3m以上, 宮古8.5m以上, 大船渡8.0m以上)
被害の特徴	建築物の倒壊。 長田区を中心に大規模火災が発生。	大津波により, 沿岸部で甚大な被害が発生, 多数の地区が壊滅。
死者 行方不明者	死者6,434名 行方不明者3名 (平成18年5月19日)	死者19,729名(※災害関連死を含む) 行方不明者2,559名 (令和2年3月10日現在)
住家被害 (全壊)	104,906	121,996 (令和2年3月10日現在)
災害救助法の適用	25市町(2府県)	241市区町村(10都県) (※)長野県北部を震源とする地震で 適用された4市町村(2県)を含む
震度分布図 (震度4以上を表示)	 震度階級 7 6 5 4	 震度 4 5 6 7

出典: 令和元年度版「防災白書」附属資料17
(一部数値は緊急災害対策本部公表資料
(令和2年3月10日時点)による)

Ⅱ 現状と課題（総括）

1. 被災者支援

復興の進展に応じて生じる課題にきめ細かく対応

- ① 避難者は、当初の47万人から4.4万人に減少
- ② 介護サポート拠点や相談員の見守りなどにより、心身のケア、孤立を防止
- ③ 住宅・生活再建に関する相談支援や生きがいづくりのための「心の復興」、コミュニティの形成等を支援

2. 住まいとまちの復興

住宅再建は着実に進捗、整備が概ね完了

- | | |
|---------------|----------------------------|
| ① 自主再建 | 約15.2万件が再建済み又は再建中 |
| ② 高台移転による宅地造成 | 計画戸数 約1万8千戸 2020年度に全て完成見込み |
| ③ 災害公営住宅 | 計画戸数 約3万戸 2020年度に全て完成見込み※ |
- ※ 調整中及び原発避難からの帰還者向けを除く

3. 産業・生業の再生

生産設備はほぼ復旧、観光振興や風評の払拭等を支援

- ① 被災3県の生産の水準は、ほぼ回復
農地では94%で営農再開可能、水産加工施設は97%で業務再開
- ② 売上の回復は業種別にばらつき
売上回復の遅れた水産加工業の販路開拓、インバウンドを中心とした観光振興、被災地企業の人材確保等を支援
福島県の農林水産業の再生に向け、風評の払拭を総合的に支援
様々な企業立地支援策の活用を広く呼びかけ、企業の新規立地・増設等を促進

4. 福島復興・再生

帰還困難区域を除く全ての地域で避難指示解除。復興・再生に向けた動きが本格化

- ① 避難指示解除区域では、帰還に向けた生活環境の整備を推進
- ② 帰還困難区域における「特定復興再生拠点区域」の整備を推進
- ③ 官民合同チームによる自立支援、「福島イノベーション・コースト構想」の推進、環境再生に向けた取組を推進
- ④ 「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」に基づき、風評被害対策の推進

1. 被災者支援

復興の進展に応じて生じる課題にきめ細かく対応

(1) 政策と成果

①避難者は、47万人から4.4万人に減少（2020年4月）

うち、応急仮設住宅等の入居者数約0.2万人（2020年5月）

②介護サポート拠点（2020年4月時点 3か所）や生活支援相談員（2020年3月時点 448人）などによる見守りにより、心身のケア、孤立を防止



見守りによる心身のケア

(2) 課題と対策

①住宅再建を急ぎ、仮設住宅から移っていただく

・岩手県、宮城県は2020年度末までに仮設生活の解消を目指す

②復興の新たなステージに応じた切れ目のない支援

- ・見守り・心身のケアへの支援
- ・コミュニティ形成支援
- ・生きがいづくりのための「心の復興」
- ・住宅・生活再建に関する相談支援



高齢者の生活を支える
仮設サポート拠点

2. 住まいとまちの復興

住宅再建は着実に進捗、整備が概ね完了

(1) 政策と成果

① 住宅の再建

加速化措置（用地取得手続き迅速化等）により着実に進捗

- 高台移転による宅地造成（計画戸数 約1.8万戸）
 - ・ 約1.8万戸完成（2020年5月末時点）
 - ・ 2020年度に全て完成見込み
- 災害公営住宅（計画戸数 約3万戸）
 - ・ 約3万戸完成（2020年5月末時点）
 - ・ 2020年度に全て完成見込み ※ 調整中及び原発避難からの帰還者向けを除く
- 自主再建 約15.2万件 ※ 被災者生活再建支援金（加算支援金）支給済み件数

② 学校、病院施設の復旧は概ね完了

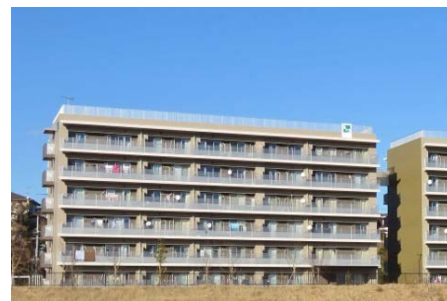
③ がれき処理（避難指示区域を除く）、インフラの復旧は概ね完了

(2) 課題と対策

- ① 住宅再建の進捗に向けた実務支援や、住宅の自力再建の支援
- ② 新たなまちでの交通網の形成、医療・介護提供体制の整備等
- ③ 発展基盤となる交通・物流網の整備（復興道路・復興支援道路、鉄道、港湾等）



高台移転
（岩手県大槌町）



災害公営住宅
（宮城県石巻市）

3. 産業・生業の再生

生産設備はほぼ復旧、観光振興や風評の払拭等を支援

(1) 政策

①企業活動の再開と継続を支援するための取組

- ・ 無料仮設店舗の貸し出し ・ 緊急融資・二重ローン対策（※）
※2018年2月に、議員立法により、支援決定期間を約3年間延長。（2021年3月31日まで）
- ・ グループ補助金による施設や設備の復旧
- ・ 企業立地の支援 等



シーパルピア女川(女川町)

(2) 成果

- ① 3県の製造品出荷額等は震災前の水準までほぼ回復
- ②津波被災農地は94%で営農再開可能、水産加工施設は97%で業務再開
- ③グループ補助金交付先企業の46%が、震災直前の売上水準まで回復
 - ・ 売上回復は建設業(74.1%)に対し、水産・食品加工業(32.4%)



水産加工業の復興
(気仙沼市)

(3) 課題と対策

- ①売上の回復は業種別にばらつきが見られるため、水産加工業の販路開拓、インバウンドを中心とした観光振興、被災地企業の人材確保等を支援
- ②福島県の農林水産業の再生に向け、営農再開、風評の払拭等を総合的に支援
- ③様々な企業立地支援策の活用を広く呼びかけ、企業の新規立地・増設等を促進

4. 福島復興・再生

帰還困難区域を除く全ての地域で避難指示解除。復興・再生に向けた動きが本格化

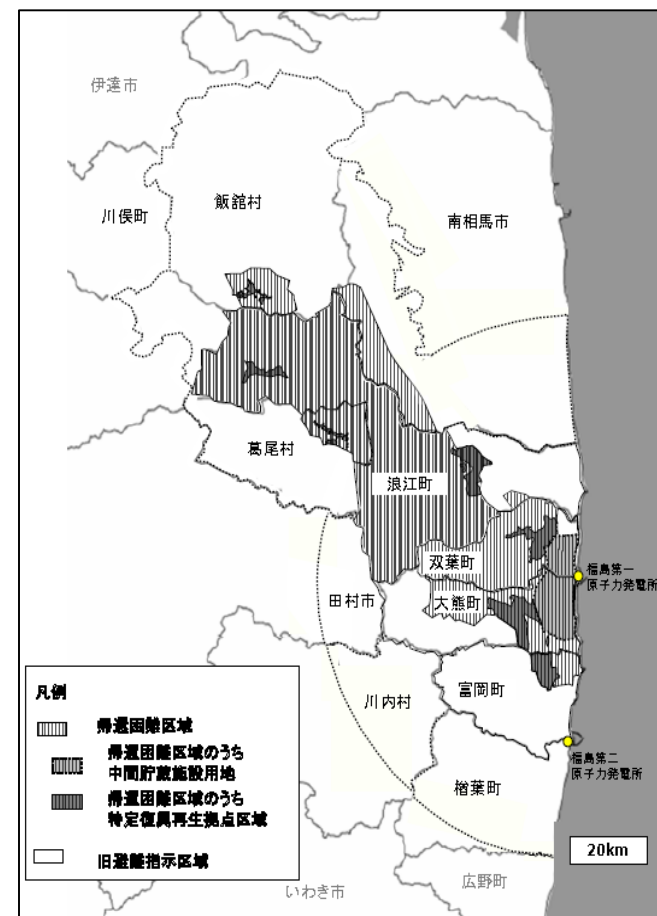
(1) 避難指示解除区域における生活環境整備

- ・ 住まい：復興公営住宅（計画戸数4,890戸うち4,767戸完成）、
帰還者向け災害公営住宅（計画戸数455戸のうち397戸完成）
- ・ 医療：医療機関の再開、
福島県ふたば医療センター附属病院の開院（2018年4月）
- ・ 介護：担い手の確保、介護施設等の再開と運営支援
- ・ 教育：小中学校再開（10市町村において再開済）
ふたば未来学園中学校が開校（2019年4月）
高校新規開校（ふたば未来学園高校、小高産業技術高校が開校済）
- ・ 買い物：公設民営施設の整備（2018年12月、南相馬市「小高ストア」
オープン）、南相馬市「ヨークベニマル原町店」が開設（2020
年2月）、事業再開支援
- ・ 交通：JR常磐線全線開通（2020年3月14日）

(2) 帰還困難区域の復興・再生

- ・ 帰還困難区域について以下の各町村が作成した特定復興再生拠点の
整備のための計画を内閣総理大臣が認定し、計画を推進
双葉町（2017年9月認定）、大熊町（2017年11月認定）
浪江町（2017年12月認定）、富岡町（2018年3月認定）
飯舘村（2018年4月認定）、葛尾村（2018年5月認定）

避難指示区域の概念図（2020年3月10日時点）



4. 福島復興・再生

(3) 産業・生業の再生、新たな産業基盤の構築に向けた取組

- ・「福島相双復興官民合同チーム」による約5,400の商工業者及び約2,000の農業者への個別訪問（2020年6月1日時点）等を通じて、個々の事情に応じたきめ細かな支援を実施
 - 事業再建：設備投資、人材確保、販路開拓等の支援
 - 営農再開：農業技術の指導、6次産業化、販路開拓等の支援
- ・「福島イノベーション・コースト構想」の推進
 - 廃炉、ロボット、エネルギー、農林水産等の分野で、技術開発を通じた新産業創出を支援
 - 拠点の整備が進展
 - ✓ 福島ロボットテストフィールドが2020年3月末に全面開所
 - ✓ 世界最大級の再生可能エネルギー由来の水素製造実証施設において2020年3月に水素の製造・出荷を開始
 - 小中高等学校における人材育成、大学の教育研究活動を支援
 - 進出企業と地元企業の連携等を進めることによって産業集積を図り、自立的・持続的な産業発展を実現



営農再開されたさつまいもの
大規模農地（楡葉町）



福島ロボットテストフィールド
（南相馬市、浪江町）



（写真提供）東芝エネルギーシステムズ(株)
福島水素エネルギー研究フィールド
（FH2R）（浪江町）

(4) 環境再生に向けた取組

- ・中間貯蔵施設へ除去土壌等を搬入中
 - 輸送対象物量約1,400万 m^3 のうち765万 m^3 を搬入完了（2020年6月18日時点）
 - 2020年前半には幹線道路沿いや身近な場所から仮置場をなくすことを目指す
 - 2021年度までに、県内に仮置きされている除去土壌等（帰還困難区域を除く）の概ね搬入完了を目指す
- ・特定廃棄物埋立処分施設（旧フクシマエコテッククリーンセンター）へ特定廃棄物等を搬入中



中間貯蔵施設

4. 福島復興・再生

(5) 風評被害対策

①「原子力災害による風評被害を含む影響への対策タスクフォース」(復興大臣主催)

- 「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」の策定(2017年12月12日 復興大臣決定)
Ⅰ「知ってもらう」、Ⅱ「食べてもらう」、Ⅲ「来てもらう」の3つの観点から情報発信
(3つの観点に基づいた主な施策)

- ・「知ってもらう」…放射線副読本の学校での活用の促進 等
- ・「食べてもらう」…流通実態調査を踏まえた流通段階ごとの取扱姿勢に対する認識の齟齬の解消 等
- ・「来てもらう」……教育旅行の回復に向けた「ホープツーリズム」のさらなる推進 等

- 「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」のフォローアップ(2019年4月12日)

- 復興大臣から関係省庁への指示事項(2019年4月12日)

指示事項1. G20をはじめとした国際会議等のあらゆる機会を捉えた国外への積極的な情報発信

指示事項2. 本年度施策の着実な実施と、施策の効果を踏まえた効果的な取組の来年度予算要求

- 復興大臣から関係省庁への指示事項(2019年11月1日)

指示事項1. 諸外国・地域の輸入規制の撤廃に向けた働きかけ、インバウンド誘客促進等海外に向けた取組の強化

指示事項2. 国内に向けた取組の強化

- 復興庁の当面の重点的取組として「風評払拭イニシアティブfor2020」を取りまとめ(2019年11月1日)

②メディアミックスによる効果的な情報発信

- 風評の払拭に向け、福島の復興の現状等を「知ってもらう」、福島県産品を「食べてもらう」、福島県に「来てもらう」の3つの観点から、テレビ、ラジオ、インターネット、SNS、マンガ等多くの媒体を活用したメディアミックスによる情報発信を実施(2019年2月～)



復興庁ホームページ内の
「タブレット先生の福島の今」
ポータルサイト



ラジオ番組「Hand in Hand」

全国各地域の災害からの復興を応援する、
TOKYO FMのラジオ番組「Hand in Hand」を
活用し、福島の風評払拭に向けた情報を
発信。(2019年10月～)



福島の今や、放射線の
正しい理解を伝えるマン
ガを各種メディアで公開

マンガ「キャイ〜ンの福島探訪記」

5. 復興五輪

－ 東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた復興庁の取組－

(1) 概要

- 2021年に開催される東京大会が、「復興五輪」として被災地の復興の後押しとなるよう、被災地と連携した取組を進め、復興の姿を世界に発信する。

※野球・ソフトボールは福島県(県営あづま球場)、

サッカーは宮城県(宮城スタジアム)及び茨城県(茨城カシマスタジアム)での開催を予定(注:大会延期前の計画)

※ラグビーワールドカップ「フィジー対ウルグアイ戦」が2019年9月25日に岩手県釜石市(釜石鶴住居復興スタジアム)で開催

※2020年3月20～25日に「復興の火」として聖火の種火を被災3県で展示

同年4月2～7日には聖火を福島県「ナショナルトレーニングセンターJヴィレッジ」で展示

(2) 主な取組

- 「復興五輪連絡調整会議」等を通じ、関係機関や被災地と連携した取組を進める。
 - ・ 被災地を駆け抜ける聖火リレーや「復興の火」の実施
 - ・ 復興「ありがとう」ホストタウン等、被災地でのホストタウン(大会参加国等との相互交流を図る自治体)の登録推進
 - ・ 大会施設や選手村での被災地の食材、資材の使用の働きかけ
 - ・ 「復興ポータルサイト」において、復興情報に加え、東京大会に関する情報発信を強化
 - ・ 被災3県の食材、花などの被災地産品の魅力や復興の情報を発信するイベントの実施
 - ・ 在京大使館への情報発信



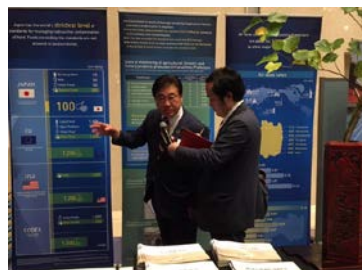
福島県営あづま球場(福島県)



宮城スタジアム(宮城県)



ワールド・プレス・ブリーフィング(第2回)レセプション
(2019.10.15)



国立競技場オープニングイベントにて
被災地産食材や花をPR(2019.12.21)



釜石鶴住居復興スタジアム(岩手県)

○ これまでに実施された復興施策の総括を行い、東日本大震災復興基本法第3条に基づき、復興・創生期間後(令和3年度以降)における各分野の取組、復興を支える仕組み、組織等の方針を定める。

I. 復興施策の総括

● 「前例のない手厚い支援」により、復興は大きく前進

● 地震・津波被災地域:復興の「総仕上げ」の段階

● 原子力災害被災地域:「復興・再生」に向けた本格的な動き

各分野の取組(主なもの)

1. 被災者支援(健康・生活支援)

(成果) 避難者数の減(約47万人→約4.9万人)

地震・津波被災地域では、期間内の仮設生活解消を目指す

(課題) 期間終盤に再建される地区のコミュニティ形成、見守り等
避難生活の長期化等を踏まえた支援、子ども等への支援

2. 住まいとまちの復興

(成果) 災害公営住宅約3.0万戸・高台移転約1.8万戸が完成見込み

発展基盤となる復興道路・復興支援道路、鉄道、港湾等を整備

(課題) 台風第19号等の影響も踏まえ、期間内の一日も早い事業の完了

3. 産業・生業の再生

(成果) 三県の製造品出荷額等は概ね回復、外国人延べ宿泊者数は堅調

(課題) 沿岸部で回復の状況に幅、水産加工業の売上げ回復

4. 原子力災害からの復興・再生

(1) 事故収束(廃炉・汚染水対策)

(課題) 安全確保を最優先に着実に作業を継続、正確な情報発信

(2) 放射性物質の除去等

(課題) 仮置場の管理・原状回復、中間貯蔵施設の整備・輸送、
最終処分に向けた減容・再生利用等、特定廃棄物等の処理

(3) 避難指示の解除と帰還に向けた取組の拡充等

(成果) 帰還困難区域を除くほとんどの地域で避難指示を解除

福島県の避難者数の減(約16.5万人→約4.2万人)

(課題) 帰還・移住の促進、帰還困難区域への対応、避難者支援

(4) 福島イノベーション・コースト構想を軸とした産業集積

(成果) 廃炉・ロボット・エネルギー等の各拠点の整備

(課題) 「産業発展の青写真」を踏まえた産業集積

国内外の人材が結集する国際教育研究拠点の構築

(5) 事業者・農林漁業者の再建

(課題) 事業再開、営農再開、放射性物質対策と一体となった森林
整備、特用林産物の産地再生、水産業の水揚げ・販路回復

(6) 風評払拭・リスクコミュニケーションの推進

(課題) 国内外の風評被害対策、輸入規制の撤廃・緩和

5. 「新しい東北」の創造と多様な主体との連携

(成果) 地域課題の解決等につながる事例の創出

6. 復興の姿の発信、震災の記憶と教訓の後世への継承

(成果) ラグビーWC2019や2020東京オリパラ大会に向けた情報発信

復興を支える仕組み

1. 復旧・復興事業の規模と財源

(成果) 前例のない手厚い財政支援により、復興加速化に貢献

2. 法制度

(成果) 復興特区法と福島特措法による特例等が復興に貢献

3. 自治体支援

(成果) 財政支援(震災復興特交等)や人材確保(職員派遣等)が事業に寄与

(課題(1～3共通)) 復興・創生期間後の仕組みのあり方を検討

組織

(成果) 政府一体となった体制を実現し、復興を推進

(課題) 後継組織の具体化、復興局の設置場所の検討

Ⅱ. 復興・創生期間後の基本方針

1. 基本姿勢及び各分野の取組

地震・津波被災地域

復興・創生期間後5年間に、国と被災地方公共団体が協力して残された事業に全力を挙げて取り組むことにより、復興事業がその役割を全うすることを目指す。

➤ ハード事業

- ハード事業は、期間内の完了を目指す、未完了となる一部の事業は、期間内計上の予算の範囲内で支援を継続ただし、災害復旧事業は支援を継続

➤ 心のケア等の被災者支援

- コミュニティ形成、心身のケア、「心の復興」、見守り・生活相談、遺児・孤児支援等について、事業の進捗に応じた支援を継続
- 個別の事情を丁寧に把握し、5年以内に終了しないものについては、事業の進捗に応じた支援のあり方を検討し、適切に対応

➤ 被災した子どもに対する支援

- 特別な教員加配、スクールカウンセラー等の配置、就学支援について、支援の必要な子どもの状況等、事業の進捗に応じた支援を継続
- 個別の事情を丁寧に把握し、5年以内に終了しないものについては、事業の進捗に応じた支援のあり方を検討し、適切に対応

➤ 住まいとまちの復興

- 応急仮設住宅の撤去、被災者生活再建支援金の継続
- 災害公営住宅の家賃低廉化事業等は引き続き支援。その際、管理開始時期が異なる自治体間の公平性等踏まえ、適切に支援水準を見直し

➤ 産業・生業

- 対象地域を重点化した上で、中小企業等グループの再建支援の継続、企業立地補助金の申請・運用期限を延長
- 漁業の水揚げ回復、水産加工業の販路回復・開拓等の支援を継続

➤ 地方単独事業等

- 人材確保対策、法律に基づく減収補てん等について支援を継続

➤ 原子力災害に起因する事業

- 風評被害対策等(モニタリング検査等)について、支援を継続

原子力災害被災地域

中長期的な対応が必要であり、引き続き国が前面に立って取り組む。当面10年間、本格的な復興・再生に向けた取組を行う。なお、5年目に事業全体のあり方を見直し。

➤ 事故収束(廃炉・汚染水対策)

- 廃炉・汚染水対策について安全かつ着実に実施

➤ 環境再生に向けた取組

- 仮置場の管理・原状回復、中間貯蔵施設への搬入・維持管理
- 最終処分に向けた減容・再生利用等、特定廃棄物等の処理

➤ 帰還・移住等の促進・生活再建等

- 帰還環境の整備、移住促進 ・被災者支援の継続
- 医療・介護保険等の保険料・窓口負担の適切な見直し
- 特定復興再生拠点区域の帰還環境整備
- 帰還困難区域について、今後の政策の方向性を検討

➤ 福島イノベーション・コースト構想を軸とした産業集積等

- 浜通り地域等の産業発展に向け、重点分野を中心に取組を推進
- 国際教育研究拠点の構築について、令和2年夏頃を目途に有識者会議の最終とりまとめ、同年内を目途に政府の成案

➤ 事業者・農林漁業者の再建

- 事業再開支援、営農再開の促進・農地の大区画化、放射性物質を含む土壌の流出防止のための森林整備等の実施、原木林や特用林産物の産地再生、漁業の本格操業・水産加工業の支援

➤ 風評払拭・リスクコミュニケーションの推進

- 情報発信、輸入規制撤廃に向けた働きかけ
- 農林水産物の販路回復・開拓、福島観光振興

➤ 地方単独事業等

- 人材確保対策、法律に基づく減収補てん等について支援を継続

Ⅲ「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針③

(令和元年12月20日閣議決定)

2. 復興を支える仕組み

(1) 財源等

- 当面5年間の事業規模を整理し、所要の財源を手当てすることで、必要な復旧・復興事業を確実に実施
- 事業規模：(これまでの10年間) 31兆円台前半 + (今後5年間) 1兆円台半ば = 32兆円台後半
- 財源：(これまでの10年間) 32兆円程度 + 税収増の実績等 = 32兆円台後半
⇒ 事業規模と財源はおおむね見合うものと見込まれる(令和2年夏頃を目途に「復興財源フレーム」を示す)
- 東日本大震災復興特別会計の継続 ➤ 震災復興特別交付税制度の継続

(2) 法制度

〔復興特区法〕

- 規制の特例、復興整備計画、金融の特例について、対象地域を重点化した上で、必要な支援を継続
- 復興特区税制について、対象地域を重点化した上で、適用期限の延長等の検討
- 復興交付金は廃止

〔福島特措法〕

- 移住の促進や交流・関係人口の拡大等の新たな活力を呼び込む施策の強化等の必要な見直し
- 外部参入も含む農地の利用集積や六次産業化施設の整備促進による営農再開の加速化
- 福島イノベーション・コースト構想や風評被害等の課題に対応した税制措置等の検討

(3) 自治体支援

- 復興の進捗状況を踏まえながら、必要な人材確保対策に係る支援を継続
- 引き続き実施される復旧・復興事業について、震災復興特別交付税による支援を継続

3. 組織

司令塔として縦割りを排し、政治の責任とリーダーシップの下で復興を成し遂げるため、被災地の強い要望も踏まえ、現行体制を維持

- ・ 内閣直属の組織体制
- ・ 内閣総理大臣を主任の大臣とするともに、復興大臣を設置
- ・ 復興事業予算の一括要求・地方公共団体からの要望等へのワンストップ対応などの総合調整機能

- 復興庁の設置期間を10年間延長(令和3年度～令和12年度)、令和7年度に組織のあり方を検討
- これまで蓄積した復興に係るノウハウを関係行政機関等と共有し、活用する機能を追加
- 岩手復興局及び宮城復興局の位置については、それぞれ沿岸域に変更(盛岡市と仙台市は支所に変更)
⇒ 具体の位置は、復興の進捗状況や被災地方公共団体の意見等を踏まえ決定
福島復興局は、引き続き福島市に設置(富岡町と浪江町の支所を維持)

⇒復興庁設置法等の改正案を国会へ提出(令和2年3月3日閣議決定)

背景

地震・津波被災地域は復興の「総仕上げ」の段階、原子力災害被災地域は今後も中長期的な対応が必要。
このような状況を踏まえ、復興・創生期間後の基本方針(令和元年12月20日 閣議決定)に基づき、
復興・創生期間後（令和3年度以降）の復興を支える仕組み・組織・財源を下記の法改正で整備することが必要。

復興を支える仕組み・組織・財源

1. 復興庁設置法

- 復興庁の設置期間を10年間延長（令和13年3月31日）
- 現行の総合調整機能の維持、復興大臣の設置
- 復興局の位置等の政令への委任

等

※ 岩手復興局・宮城復興局は沿岸域に移設、
福島復興局は引き続き福島市に設置

2. 東日本大震災復興特別区域法

- 規制の特例、復興整備計画、金融の特例について、
対象地域の重点化（復興の取組を重点的に推進する必要がある地方公共団体を政令で定める）
- 復興特区税制について、対象地域の重点化（産業集積の形成及び活性化を図ることが特に必要な市町村を政令で定める）
- 復興交付金の廃止（所要の経過措置を規定）

等

3. 福島復興再生特別措置法

- 帰還促進に加え、移住等の促進（交付金の対象に新たな住民の移住の促進や交流・関係人口の拡大に資する施策を追加）
- 営農再開の加速化（農地の利用集積や6次産業化施設の整備を促進するための特例の創設等）
- 福島イノベーション・コースト構想の推進を軸とした産業集積の促進（課税の特例を規定等）
- 風評被害への対応（課税の特例を規定等）
- 福島県が福島復興再生計画を作成し、国の認定を受ける制度の創設（現行の3計画を統合）

等

4. 復興財源確保法・特別会計法

- 復興債の発行期間の延長
- 株式売却収入の償還財源への充当期間の延長

等

※ 東日本大震災復興特別会計は継続

(参考) 東日本大震災からの復興に向けた道のりと見通し

2020年7月

集中復興期間

復興・創生期間

2012.2
(復興庁発足時点)

2016.3
(集中復興期間終了時点)

2019.3
(「復興・創生期間」の基本方針見直し時点)

現状

2021.3

被災者
支援

【避難者数】
(発災直後) 47万人

17.1万人

5.1万人
(19年3月11日現在)

4.4万人
(20年4月9日現在)

住まいと
まちの
復興

【完成戸数】
※1 民間住宅等用地地：1百戸
※2 災害公営住宅：3百戸
(13年3月末時点)

0.8万戸
1.7万戸

1.8万戸(98%)
3万戸(99%)
(19年3月末時点)

1.8万戸(99%)
3万戸(99%)
(20年5月末時点)

(20年度末見込み)※3
1.8万戸
3万戸

(発災直後)
インフラに甚大な被害

インフラ復旧は概ね終了。
道路・鉄道は一部を除き概ね復旧

J R常磐線 全線開通
(20年3月14日)

復興道路・復興支援道路
全線開通

※1.民間住宅等用地地とは、地方公共団体が土地区画整理事業、防災集団移転促進事業及び漁業集落防災機能強化事業により供給する住宅用の宅地。 ※2 調整中及び帰還者向け災害公営住宅の戸数を含まない。 ※3 2020年3月末現在

産業・生業
の再生

【農業】
営農再開可能面積：38%
(13年4月時点)

74%

92%
(19年3月末時点)

94%
(20年6月末時点)

(20年度末見込み) ※
農地復旧事業が完了
(20年3月末時点)

【水産加工業】
施設の再開：55%
(12年3月末時点)

87%

96%
(19年1月末時点)

97%
(19年12月末時点)

※.避難指示・解除地域を除く。

【観光】
※
外国人宿泊者数：36%
(東北6県) (11年確報値)

128%
(16年確報値)

255%
(18年確定値)

308%
(19年速報値) ※いずれも
2010年比

福島
の復興・再生

【県全体の避難者】
(ピーク時) 16.5万人

9.7万人

(17年度から)
帰還困難区域の
特定復興再生拠点
整備を推進

4.0万人
(19年3月現在)

3.8万人
(20年6月現在)

(発災直後)
原発周辺市町村で警戒区
域等を設定 (2011年4月)

田村市、川内村 (一部)、
楡葉町で避難指示解除等

(19年3月末時点)
復興公営住宅
(保留分を除く4,767戸)
の完成

葛尾村 (一部)、川内村、
南相馬市 (一部)、飯館村 (一部)、
川俣町、浪江町 (一部)、
富岡町 (一部) で避難指示解除

葛尾村 (一部)、川内村、
南相馬市 (一部)、飯館村 (一部)、
川俣町、浪江町 (一部)、
富岡町 (一部)、大熊町 (一部)、
双葉町 (一部) で避難指示解除

その他

(2019.9.20-11.2)
ラグビーワールドカップ

(2021.7.23-9.5)
東京オリンピック・
パラリンピック

(2021.3)
復興・創生期間の終了
(復興庁の設置期限)